

# 3号認定子どもの利用者負担額(保育料)について

※1号認定、2号認定の方は、令和元年度からの幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額(保育料)はありません。

- ・保育料は市町村民税所得割額をもとに、毎年決定されます。
- ・所得割額の算定は、原則として保護者及びその配偶者の所得割額の合計額で行います。
- ・4月から8月までの保育料は前年度の所得割額により、9月から3月までの保育料はその年度の所得割額で算定されます。

令和7年度	4月～8月の保育料	令和6年度の市町村民税所得割額により算定
	9月～3月の保育料	令和7年度の市町村民税所得割額により算定

- ・時間区分(保育短時間または保育標準時間)が同じであれば、(公立・私立ともに)どの施設に入園しても、同額になります。
- ・出欠にかかわらず、その月初日に在籍していれば1ヶ月分の保育料がかかります。

## (税額の確認方法)

「市町村民税所得割額」は、毎年5月または6月に勤務先等から受け取る「市民税・県民税 税額決定(納税)通知書」で確認することができます。(下の図をご参照ください)

なお、この「税額決定通知書」には「特別徴収(市県民税を給与天引により納付)」と、「普通徴収」の2種類があります。図では「特別徴収」の例を記載しています。

この市民税「所得割額⑥」で階層が決まります

※税額控除のうち、

- ・「配当控除」
- ・「住宅借入金特別控除」
- ・「配当割額・株式等譲渡所得割額」
- ・「寄付金税額控除」
- ・「外国税控除」

を受けている方は、「所得割額⑥」にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。

両親以外の方の所得で算定する場合があります。

ひとり親家庭や児童の保護者の年間収入の合計が103万円以下の方で同居している祖父母がいる場合(世帯分離している場合も含む)、祖父母のどちらか所得の高い方を算定者とします。

## 保育料が変更になる場合の手続き

所得税や市県民税の申告をして所得割額が変更した場合や、世帯構成の変更(婚姻や離婚等)があった場合には、保育料が変更になる場合があります。

このような場合は、支給認定証の記載事項が変更になりますので、本庁子ども課または松井田支所住民福祉課に「認定変更申請書」を提出してください。

## 年度途中で満3歳になる場合の注意点

3号認定のお子さんが年度途中で満3歳になると、認定区分が2号認定に変更になりますが、保育料に関しては3号認定だったときの保育料を年度末まで引き続き納付いただくこととなります。(翌年度からは2号認定の保育料になり、無償化により無料となります。)

# ○利用者負担額(保育料)の減額・免除について(3号認定)

## (1)第3子目以降の利用者負担額(保育料)について

子どもを3人以上扶養している場合には、申請に基づき、第3子目以降の就学前児童について、利用者負担額(保育料)が無料となります。

- ※ 申請に基づいて無料となりますので、申請がない場合には、該当になりません。
- ※ 「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)」とします(安中市の取扱い)。
- ※ 一時預かり事業の利用料については、第3子目以降であっても無料となりませんので、ご注意ください。

## (2)第2子の保育料について

### ・概要

- ①第2子の保育料が半額になります。第1子としてカウントするのは、小学校就学前までの子です。
- ②「年収360万円未満相当世帯」に該当する場合、①の第1子の年齢制限がなくなります。
- ③「ひとり親世帯等」は、「年収約360万円未満相当世帯」に該当する所得割額の範囲が広がります。
- ④「ひとり親世帯等」で「年収360万円未満相当世帯」の場合、第2子以降の保育料が無料になります。  
※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。

### ・説明

#### ①の説明

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、  
最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。  
【例】兄:小3→カウントせず 弟:年中→第1子・妹:年少→第2子



**第2子  
半額**

・「ひとり親世帯等」については、「認定申請書」または「認定変更申請書」の裏面にある「施設利用者負担額(保育料)減免に係る申請欄」により申請をしていただくことで減免の対象になります。申請がない場合は減免の対象となりません。

#### ②について、「年収約360万円未満相当世帯」は、第1子を次のとおりカウントします。

保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだいがいる場合には、  
きょうだいの年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします。

【例1】兄:小6→第1子      【例2】姉:高2→第1子  
弟:年中→第2子              妹:年中→第2子

#### ③「年収360万円未満相当世帯」の該当は市町村民税所得割額から判定します。

「年収約360万円未満相当世帯」とは・・・  
・保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯です。  
※ひとり親家庭等については、77,101円未満であれば該当します。

#### ・①～④をまとめると、次の表のとおりです。

3 号 認 定	ひとり親世帯等	市町村民税 所得割額	ひとり親世帯等以外
	無料	市町村民税非課税	無料
	第1子 標準時間:2,300円 短時間 :2,200円	57,700円未満	第2子(第1子年齢制限なし) 半額 第3子目以降 無料
	第2子目以降 (第1子年齢制限なし) 無料	57,700円以上 77,101円未満	第2子半額・第3子目以降無料
第2子半額・第3子目以降無料	77,101円以上		